

◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

平成25年7月21日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成25年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 被登録資格決定基準日 平成25年7月3日
(ただし、年齢については、平成25年7月21日とする。)
- 2 登 録 日 平成25年7月3日
- 3 縦 覧 期 間 平成25年7月4日